

農地をおもちの皆さんへ

ともに宮城の農業の明日へ
～あなたの農地をふるさとのために～

緑豊かな農山村は国民すべての財産です。多彩で品質の高い食を提供するだけでなく、豊かな生活環境をもたらすからです。その農山村は農業がしっかりと営まれることで維持されています。美しく見える田園風景は日々の農作業の賜です。

今、農山村では、長い間、県民、国民の食を支えてきた方々が、あとに続く方に道を譲ろうとしています。しかし地域内に譲る相手がおらず、農地を有効に利用していきけるか心配される地域があります。その一方で、もっと多くの農産物を生産するため農地を広げたいという農業経営者がいますが、分散した農地では効率が上がらない等の悩みがあります。農業生産の場である「農地」をうまくリレーすることが必要です。

しっかりとした農業経営者がいて、一線を退いた農家もその知恵を活かしながら一緒に農業に取り組む、そのような姿をめざして、今、農業の現場では地域の農地をうまくまとめて利用することに、あらためて力を入れています。

それが「農地中間管理事業」です。平成26年4月から全国でスタートしました。貸したい農地を「農地中間管理機構」に預け、借りたい経営者にまとめて転貸するしくみです。それぞれ、相手探しをしなくて済みます。また、賃料も機構とのやりとりだけになる等のメリットがあります。

そこで、ふるさとに農地をお持ちで、当分、自分では利用しないという方には、ぜひこの「機構」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

地元で活躍される農業経営者への貴重な支援になり、離れていてもふるさとが元気になる応援ですので、大変意義深いものになります。

すでに、管理をしてもらっている方がいる場合でも、この「機構」を利用いただくことで、将来、自ら農業をする場合や、委託先の都合等で替わりの方を探す、等の要望に円滑に対応できるメリットもあります。

離れた地から緑豊かで元気の出るふるさとを願う思いの一端を、農地の有効活用ということで実現していただければ幸いです。

なお、宮城県の「農地中間管理機構」は、知事から公益社団法人みやぎ農業振興公社が指定を受け、市町村や農業協同組合等の協力を得て業務を行っております。ご相談は、当公社、県内各市町村で対応させていただきます。

今後とも、活気のある宮城の農業・農村をめざして参りますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

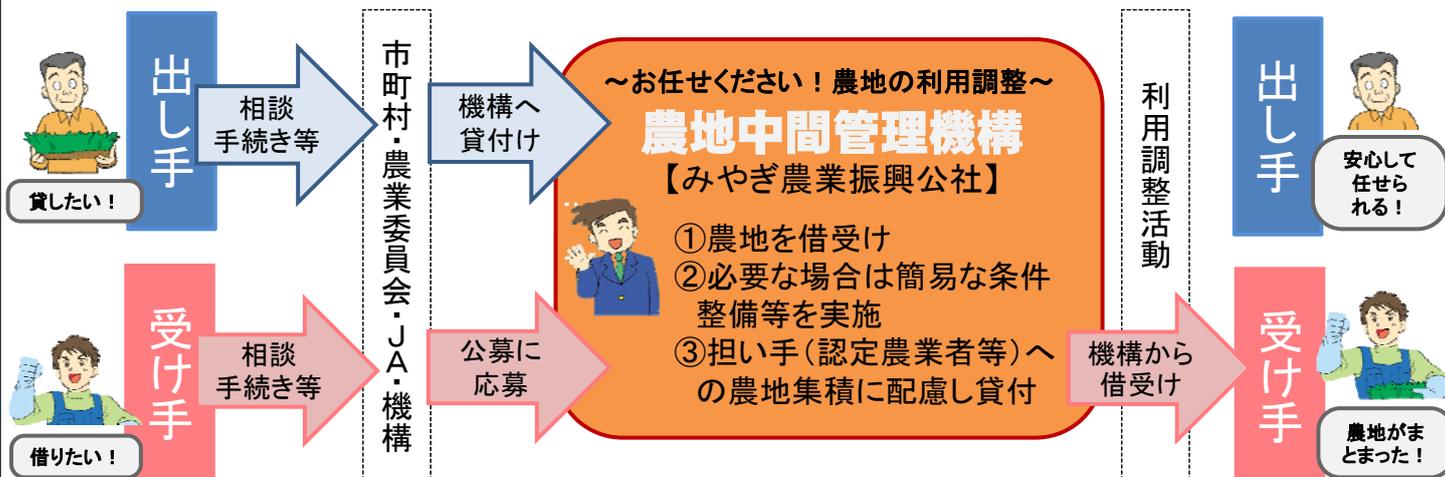
平成26年11月

宮城県農地中間管理機構
(公益社団法人みやぎ農業振興公社) 理事長

農地の貸し借りの新しい仕組み！

「農地中間管理事業」で農地の貸借を応援！

1. 農地中間管理事業の流れ



2. 農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）とは・・・



賃貸事業（農地中間管理事業）を主体に農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図り、その実現を目指して事業を行う法人です。

3. 農地中間管理事業の活用条件

① 出し手

- ・リタイヤする農業者
- ・農地の交換を希望する担い手等



② 受け手

- ・認定農業者
- ・中心経営体等



★【農地を貸したい場合】

- 「農用地等貸付申込書」を市町村又はJAの担当窓口へ提出してください。
- 農地をリスト化登録し、「借受希望者」とのマッチング後に、公社が借り受けるための手続きを行います。

★【農地を借りたい場合】

- 公社が行う「借受希望者の募集」（公社のホームページにも掲載）に必ず応募いただく必要があります。
- 公社がリスト化した農地との利用調整後に、借受希望者に農地を貸し付けるための手続きを行います。

4. 機構への農地の出し手等に対する支援（機構集積協力金）

① 地域に対する支援 「地域集積協力金」

最大：3.6万円/10a（4万円/10a）
※上記はH27年度までの特別単価
※括弧は津波被災市町の単価

② 経営転換・リタイアする場合の支援 「経営転換協力金」

※最大：70万円/戸

③ 集積・集約に協力する場合の支援 「耕作者集積協力金」

2万円/10a
※上記はH27年度までの特別単価



★この資料に関するお問い合わせは・・・みやぎ農業振興公社へ TEL 022-275-9192